第四十二条に次の一項を加える。

7　看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第四十三条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「おいて」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「おいて」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「学部で」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号中「学部で」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　社会福祉士の資格を有する者

三　精神保健福祉士の資格を有する者

第四十五条を削る。

第四十四条の見出し中「生活指導」の下に「、学習指導、職業指導」を加え、同条第一項中「尊重し」を「尊重しつつ」に、「児童の自立を支援することを目的として」を「かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」に改め、同条第二項中「の長は、前項の目的を達成するため」を「における家庭環境の調整は」に、「その家庭環境の調整を」を「親子関係の再構築等が図られるように」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第四十五条とする。

2　児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3　児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（養護）

第四十四条　児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

第四十五条の二中「第四十四条第一項及び前条第一項」を「第四十四条」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（設備の基準）

第四十八条　知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五　入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

2　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けることとする。

3　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施設」という。）の設備の基準については、第一項の規定を準用する。ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

第四十九条第一項を次のように改める。

知的障害児施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第四十九条第二項中「には」を「の嘱託医は」に、「嘱託医を置かなければ」を「者でなければ」に改め、同条第七項中「医師で」を「者で」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「及び第二項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

4　知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

第五十条の見出し中「の目的」を「及び学習指導」に改め、同条に次の一項を加える。

2　知的障害児施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

第五十一条第二項中「第四十五条第二項から第四項まで」を「第四十五条第三項」に改める。

第五十三条中「児童福祉司」を「法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）」に改め、「生活指導」の下に「、学習指導」を加える。

第五十六条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

第五十七条第一項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第六十条第一項第三号中「十五人」を「四人」に、「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

第六十条第二項第一号中「映写」を「映像」に改める。

第六十一条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「課する」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、栄養士」を「栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

第六十一条第一項の次に次の二項を加える。

2　盲ろうあ児施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

3　盲ろうあ児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六十三条中「生活指導」の下に「、学習指導」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、難聴幼児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第六十九条第三項中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同条第七項中「課する」を「行う」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。